

令和8年3月25日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長

加 納 康 至

(公印省略)

医療ソーシャルワーカー業務指針の全部改正について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、「医療ソーシャルワーカー業務指針」の改正が行われる旨をお知らせするものです。

今回の改正について、近年の急速な少子高齢化の進行や医療・介護サービスの需要の層の増大・多様化、さらには生産年齢人口の減少といった現状に鑑み、2040年やその先も見据えた医療提供体制の構築を進めていく中で、医療現場における医療ソーシャルワーカーの業務は多岐に亘っており、その支援の幅と質の双方が求められている背景から、医療ソーシャルワーカーの役割について、改めて整理を行ったとのことでした。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<担当> 大阪府医師会 介護福祉課(吉田)

TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737